

第25回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第25回定例会 平成31年4月26日

開会 14時 閉会 17時5分

出席委員 (22名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	14	依田隆喜
	2	白倉令子	15	小林健治
	3	小川高史	16	青木二巳
	5	小山睦夫	17	小林勝元
	6	片十郎	18	清水洋
	7	成山喜枝	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
	13	小山肇治	推進	渡邊重昭

欠席委員 8 齊藤敏彦

議事録署名委員 1 山崎正勝 2 白倉令子

出席職員 (5名)	農業委員会事務局		
	事務局長	関 博一	
	事務局次長	織田	秀雄
	事務局	笠井	昌鷹
	事務局	河口	晋也
事務局	堀場	亜紀	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第1回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第25回定例総会を開催します。本日は齊藤委員が公務が重複したため、欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。桜の季節も終わりに近づきまして、久しぶりに今朝は雨でした。ほとんど雨が降らない日が続いていたので、恵の雨になるかと思いましたが、ちょっと足りませんでした。年間の降雨量がほとんど変わらないそうですが、ゲリラ豪雨も心配されます。いよいよ平成から令和に年号がかわる時期が迫って参りました。定例総会も25回を迎え、6期の任期もあと1年となりました。新委員の選考も事務局からのご案内で各地区におきましてはそろそろ動き出しているようでありますが、現役の委員といたしまして、いろいろな経験から業務を鑑みて適材適所の選考をお願いしたいと思います。

本日も慎重審議の上、スムーズな進行へのご協力をお願いします。

それでは、本日の議事録署名委員の指名についてですが、1番の山崎委員と2番の白倉委員をお願いします。

議事に入ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇外〇筆です。場所は〇〇から〇〇へ登っていく市道の西にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は相続によりこの土地を所有していますが、遠方に住んでいるため、耕作ができません。譲受人は経営規模を拡大するために譲り受けるものです。譲受人の自宅から歩いて〇分と近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。場所は〇〇の農地になります。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は相続によりこの農地を所有していますが、遠方に住んでいるため、耕作ができません。譲受人は経営規模を拡大したいというもので、申請地では稲作をする予定です。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。また、第4号議案の利用権設定でもこの方の案件があります。

続きまして番号3、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は相続のためこの土地を所有していますが、遠方に住んでいるため、耕作ができません。譲受人は経営規模を拡大したいというもので、申請地では稲作をする予定です。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇です。場所は〇〇の農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大したいということです。申請地ではトウモロコシを栽培する予定です。譲受人の自宅からも自動車で

約〇分と近いと判断しました。

続きまして番号5、〇〇と〇〇です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇については、〇〇の方、〇〇については、〇〇の方です。譲渡人は相続によりこの農地を所有していますが、双方ともに遠方に住んでいるため、耕作ができません。また、譲受人は経営規模を拡大したいということです。申請地ではソバや野菜を作付する予定です。譲受人の自宅からも自動車で約〇分と近いと判断しました。

続きまして番号6、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の北にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方、〇〇の方の〇名で共有しています。譲受人はすでにこの申請地で耕作をしているということです。譲受人の自宅からも自動車で約〇分と近いと判断しました。

続きまして番号7と8は営農型の案件ですので、5条でまとめて説明をさせていただきます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、青木委員より説明をお願いします。

青木委員

よろしくお願いします。譲受人の〇〇さんですが、〇〇に住んでいます。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいます。場所は1ページをご覧ください。〇〇小学校の道を挟んで、県道御牧原大日向線を〇〇に向かって約〇キロメートル上ると立て続けに道があります。旧〇〇を通り過ぎ、その手前に池がありその隣には〇〇さんのお宅があります。その道を左折して下っていくと〇〇があり〇〇メートル行くと申請地があります。〇〇さんは経営規模を拡大したいということで申請がありました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

それでは地図の2ページの3条の2をご覧ください。県道丸子北御牧東部線を〇〇から〇〇へ上がり〇〇があり、県道沿いの5又路を右に曲がり、曲がりきったところに3又路があります。その分岐点のところが申請地です。地番〇〇です。譲渡人は〇〇に住居を構えるにあたりすべての遺産な

らびに資産を処分したいということで今回の申請がありました。譲受人は、譲渡人の前隣にありまして、譲受人は〇〇を栽培していて規模拡大ということで今回の土地を購入したいという希望があったものです。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

よろしくお願いします。場所は地図の2ページの3条の3をご覧ください。〇〇から〇〇へ上がってT字路を右に曲がって道なりに行くと左側にある水田です。この地区は、農振地域の指定地域になっていまして、図上では1枚に見えますが、3枚に分かれています。地番〇〇、〇〇、〇〇の3枚の優良水田です。譲渡人は番号2と同じく〇〇の方で、譲受人は専業農家です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

お願いします。地図の3ページをご覧ください。場所は〇〇があり、そこから北側に〇〇メートルほど行った角地にあります。昔は田んぼで、今は荒廃地です。後ろに河川が流れています。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんはいとこ同士で、〇〇さんが〇〇さんにこの土地を買ってもらいたいと話をし、買う運びとなりました。大変荒れているので、このまま農地として売買というのはどのようにしたらいいのかわからないということで、木なども切り倒して造成してくださいとお願いしたところ、きちんとやりますということでしたので今回の申請になりました。

よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
農地パトロールなどではどのような扱いになっていますか。

小山委員 B分類になっています。地目は農地ということです。〇〇さんは〇〇で市の仕事も請け負っているので、きちんとやっていただけたと思います。

議長 ありがとうございます。私も同じ地区で何回か見たことがあるのですが、農地として使いたいということであればたいへん喜ばしいことです。ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号5の案件につきまして、片委員より説明をお願いします。

片委員 お願いします。地図の4ページをご覧ください。場所は〇〇です。〇〇という工場の手前に県道小諸西線があります。〇〇の東側になります。左の交差点より北へ〇〇メートルほど上がった右側が〇〇の申請地です。そこから〇〇メートルほど北へ上がった右側にある小さな斜線が〇〇の申請地です。譲渡人が〇名、譲受人が〇名です。申請地の〇〇畑ですが、自宅のすぐ隣です。現状はかなり荒れています。荒廃地改修になればということです。譲渡人の〇〇さんは、平成〇〇年〇月に父親が他界しまして相続によりこの農地を取得しましたが、〇〇で居住をされていて農業の経験も少なく農業ができないということです。〇〇にも戻る予定もないため、土地の処分を検討するなかで、〇〇さんに買っていただけることになりました。〇〇、〇〇付近です。そこに〇〇さんの資材置場があり、その南側です。現状では山林状態になっていますが、耕作をしたいということです。

譲渡人の〇〇さんですが、平成〇〇年〇月に父親から相続した土地ですが、父親が〇〇に住んでいてこの土地のことはまったく知らないということで、〇〇さんに買っていただきたいとお願いしたところ、買っていただけることとなりました。問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

事務局 事務局より確認ですが、野菜等を耕作すると聞いていますが、よろしいでしょうか。

片委員 はい、いいです。

議長 何かご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようなので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号6の案件につきまして、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員 お願いします。地図の5ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇メートルほど北に上り右に折れた角地です。〇〇さんは〇〇さんの義理の息子にあたるのですが、今回〇〇さんに名義変更をすることになりました。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。
続きまして番号7と番号8の案件につきましてですが、5条で説明をしていただきたいと思います。
続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
番号1は計画変更になります。場所は〇〇です。県道東御孺恋線を上って行く途中、〇〇の〇〇の方へ進行して行った先にある農地です。工房・家庭菜園・廃材置場敷地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は譲渡人である〇〇さんが平成〇年に住宅建築で許可を受けたのですが、別の場所に住宅を建てたため、申請地は農地のままでした。このたび譲受人は木工品の制作・販売を業とすることを志しており、工房・家庭菜園・廃材置場敷地とするため、転用するものです。第2種農地で代替性がないということで転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。場所は県道真田東部線沿いにあります〇〇の隣地にある農地です。店舗敷地の申請です。譲受人は〇〇でコンサルタント業をしている法人、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣地で〇〇に宅地と建物を取得したのですが、隣接する今回の農地も一体として利用していきたいということで転用するものです。第2種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇です。場所は〇〇信号の南にある農地です。資材置場の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は譲渡人の甥になります。譲受人は〇〇をしていますが、工事で排出する石や土の置場を現在自宅の隅に置いています、手狭になったため、申請地を資材置場とするものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4になりますが、1点修正をお願いします。永年所有権移転とありますが、永年使用貸借権設定となります。場所は〇〇です。住宅・駐車場・家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、親子です。現在譲受人は〇〇にいますが、父の近くに今後住んでいきたいということで、住宅敷地とするものです。第2種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。場所は〇〇の西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人は隣地に妻と住んでいますが、手狭となったため、住宅を新築したいということです。第1種農地ですが、近隣に住宅があり集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は隣接の自宅を改築し、総座席数〇〇席の焼肉店をやるにあたり、駐車場が必要になったため、転用するものです。駐車台数は、〇〇台の予定です。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇です。資材置場の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は現在リサイクル業をしていますが、申請地の東側〇〇と〇〇をリサイクル品置場として使用していますが、手狭となったため、申請地も資材置場とするものです。譲受人、譲渡人の関係は親子です。第2種農地で代替性がないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号8、〇〇外〇筆です。場所は〇〇の〇〇市との境界付近の農地です。この案件につきましては、先月3条の申請におきまして、隣地の農地が所有権移転すると申請をしたものですが、今回同じ方が譲受人として5条で申請があるものです。追認の案件で、住宅敷地の申請です。

譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、〇〇に住んでいます。自分が耕作している農地に近い申請地の中古住宅は当時転用許可をうけて宅地になっているのですが、それぞれの隣地についてはまだ地目が畑なのに、住宅敷地で使用しているということで転用申請があったものです。〇〇については、住宅を建築した昭和〇〇年頃から住宅敷地として使用しており、〇〇については、平成〇〇の頃からカーポートを作って使用しています。第1種農地になりますが、近隣に住宅があり集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号9、〇〇です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は現在の住まいが手狭となったため、住宅を新築したいということです。第1種農地ですが、近隣に住宅があり、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号10になりますが、取り下げとなりましたので、削除させていただきます。

最後に番号11、営農型太陽光発電の申請です。2枚綴りの東御市〇〇区における営農型発電設備に係る農地法第5条申請の概要をご覧ください。場所は〇〇です。以前、営農作物ユウカリで転用許可となりました隣地の農地で、申請者も同様の方になります。転用資料の概要ですが、農地区分は農用地区域内農地で、設置する農地面積は、〇筆〇〇平方メートルです。支柱部分の転用面積は、〇〇平方メートルです。土地の所有者は〇〇さん、転用利用者が〇〇です。栽培作物は、ユウカリになります。地域の平均単収は、10アールあたり〇〇で、単収見込の収穫量は、1年目は農地再生、土壌改良のため〇本、2年目は10アールあたり〇〇本、3年目は10アールあたり〇〇本、4年目は10アールあたり〇〇本、5年目は10アールあたり〇〇本を収穫予定です。

発電設備の種類は、太陽光発電です。発電出力は、パネルが〇〇枚、出力〇〇キロワットになります。

続きまして申請事由ですが、当該申請地の立地は離農や耕作放棄により荒廃農地化が進んでいる〇〇地籍及び〇〇地籍の農地で、〇〇により営農を再開し、合わせてその上部空間を利用した営農型太陽光発電設備設置が、平成〇年〇月〇日に一時転用許可がされています。当該申請地もその計画に含まれていたのですが、申請時に土地の所有者が死亡しており相続人が未確定であったため、申請ができませんでした。このたび相続が確定したことにともない、平成〇年〇月〇日許可事業と一体的に行うため、一時転用申請するものです。

続きまして平成〇年〇月〇日に許可になりました農地の状況と今後の内容を説明します。カラーの1枚ものの資料をご覧ください。昨年は農地の整備をして試験栽培の約〇〇平方メートルで〇〇株作付けをされまし

た。試験栽培ということで出荷はされなかったのですが、購入元の〇〇の担当の方に確認したところ、売り物としての出来は良いとのこと。今年はA、B、C工区に〇〇本6月中に植付けをし、秋頃には出荷をする予定です。来年はD、E、F工区に〇〇本作付けをし同様に出荷をしていく予定です。

審査項目につきまして確認したところ、許可要件を満たしているため、許可相当と判断しました。農業委員会としても定期的に現地確認等をし、適切に営農が行われるよう指導をしていきます。同様に第1号議案の番号7の使用貸借権設定、番号8の区分地上権設定についても問題ないと判断しました。

なお、3条の許可日につきましては5条の一時転用許可日と同日とさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは計画変更1と合わせて番号1の案件につきまして、担当の小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員 よろしくお願ひします。地図の10、11ページをご覧ください。場所は東御孺恋線の〇〇地域に〇〇というバス停があります。そこから北に〇〇メートルほどのところに申請地があります。まず、計画変更ですが、平成〇年に譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんから住宅敷地として取得しましたが、〇〇に移住しましてこの地での建設が困難となり、今回〇〇さんに譲渡することになりました。譲受人の〇〇さんは、〇歳で〇〇出身です。平成〇〇年に〇〇に移住しました。〇〇さんは大工ではありますが、木工品の制作を志しており、まず工房を建築したいということです。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 なぜ〇〇と〇〇も一緒に買ってもらわなかったのですか。これだけ残ってしまっても耕作できないと思います。申請があったときに助言してもらった方がいいと思います。

事務局 現場に行ってみたのですが、細い部分は、〇〇の土地より一段落ちているようなところ。平面の農地であれば、このようなケースがあった場

合、委員がおっしゃったように事務局でお話をさせていただきたいと思
います。

議長

渡邊委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につ
きまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号2の案件につきまして、小川委員より説明をお願いしま
す。

小川委員

説明します。地図の12、13ページをご覧ください。場所は旧菅平有
料道路入口から〇〇交差点のちょうど中間地点にあります。譲受人の
〇〇が申請地の南側の〇〇の店舗を取得しまして、この敷地の形状を良く
するために、隣接地の〇〇を取得するものです。申請地は店舗と隣の〇〇
に挟まれた1段低くなつくぼ地のようなところ。現在は荒廃地にな
っています。よって、周辺への影響は考えづらいということから問題はな
いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いしま
す。

佐藤委員

説明させていただきます。地図の14、15ページをご覧ください。〇
〇の信号から南に〇メートルくらい下がったところです。譲受人は甥です。
譲受人は〇〇を営んでおり、資材置場が手狭になったということで、おじ
さんの土地を貸してもらうことになりました。この申請地の上には〇〇が
あり、段差になっていて入口も1か所しかないということで、資材置場に
しか使えないような現状です。問題ないと思いますが、ご審議よろしくお
願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

説明します。地図の16、17ページをご覧ください。場所は旧菅平有料道路入口から少し上がった、〇〇の集落の中にあります。譲受人と譲渡人は親子の関係です。今回、父の家屋の隣接地である申請地に住宅を建て高齢である父親と将来同居をする計画とのことです。特に問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号5の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

説明させていただきます。地図の18、19ページをご覧ください。親子関係になるのですが、息子さんは申請地の近くの借家に住んでいます。お父さんの〇〇さんが高齢になってきて将来を考えて、側に土地を探していたのですが、なかなか見つからず、お父さんの土地を借り新築したいということで今回の申請になりました。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号6の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の20、21ページをご覧ください。場所は申請地の前の道路を左に行くと〇〇にあたり、右に行くと〇〇になります。譲受人の〇〇さんは〇〇として働いていますが、お店を辞めて自分の自宅を改造してお店を始めたいということです。駐車場がないということで、隣接している申請地を借りて駐車場にしたいということです。問題ないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

よろしく申し上げます。地図の22、23ページをご覧ください。場所は〇〇の集落の公民館から約〇〇メートル北に行った角地です。親子間の貸し借りということで、申請地の隣の宅地に息子の〇〇さんが〇〇の〇〇業を営んでいて、すでにリサイクルのものが置いてあります。業務拡張で手狭になったため、すぐ隣の畑にコンテナ等置かせてもらいたいということで賃借契約で今回の申請になりました。現状も使っていて、皆さんも通る場所ですが、きちんと管理されていますので、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

よろしく申し上げます。地図の24、25ページをご覧ください。場所は県道立科小諸線の〇〇の公民館の先を〇〇メートル行き、右へ〇〇メートル行ったところとなります。〇〇には〇〇さんの住宅となっていますが、〇〇さんが亡くなったことから兄弟である〇〇さんが相続しています。譲受人の〇〇さんは〇〇で農業をしています、〇〇の住宅が空き家になっ

ているのを知り、購入しようと思ったところ、〇〇と〇〇の農地が住宅の敷地の一部となっていることがわかり、今回の申請となりました。この土地はかなりの傾斜がありまして、〇〇にはネギ等が植えてあります。道路から〇メートルくらい下の畑となっています。〇〇にはカーポートがありますが、植樹をして土留めをしている状況です。畑として耕作は無理な状況だと思しますので、やむを得ないと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件につきまして、片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。地図の26、27ページをご覧ください。地区は〇〇の西側になります。申請地の左側の道路を南に〇〇メートルほど下ったところに〇〇へ行く市道があります。今回の案件は、祖父と孫娘とのものです。

先日祖父の方と話をしたところ、孫娘の〇〇が申請地へ住宅を建てることにしたということでした。申請地の前にある〇〇さんというお宅に孫娘のお母さんと同居をしているのですが、子供が産まれて手狭になってしまったということで、今回の申請となりました。祖父と孫娘の関係ですので問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件につきましてですが、取り下げとなりましたので、番号11の案件につきまして、3条と併せて渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

説明させていただきます。昨年の〇〇で行われている営農型の太陽光発電の敷地です。申請地は地図8ページ、C工区の中です。譲渡人の〇〇さんのお父さんが亡くなって相続の手続きをしたのですが、いろいろな都合

により少し時間がかかってしまい、この時期となりました。A工区からF工区まで太陽光パネルがかなりできあがっています。3条の7が〇〇との使用貸借権の設定で、3条の8が〇〇との区分地上権の設定となっています。5条の11が〇〇の太陽光パネルの設置となっています。営農型でとても関心があると思うのですが、ユーカリを昨年8月に植えましたけれど、かなりいい出来ということです。〇〇さんに聞きましたら、かなり需要があるということで、出来たものはすべて買い取ってもらえるということです。

今年の6月にA、B、C工区すべてに植えます。太陽光の下の方は、保温状態で日焼けなどなく、霜にも合わなかったということで良かったと聞いています。D、E、F工区とやっていくのですが、こういうことが地域の特産品の繁栄になればと思います。

議長 ありがとうございます。渡邊委員から3条の7、8と5条の11を併せて説明をしていただきました。関連しますので一括審議ですが、この案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 3条で〇〇さんと地上権を契約して、5条で〇〇さんと使用貸借権〇年ということですが、どうして〇年なのですか。いきさつを教えてください。

(渡邊重昭委員挙手)

議長 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 最初の計画では〇年だったのですが、もう〇年過ぎたので、今回皆さんに合わせて〇年となっています。

議長 渡邊委員、よろしいでしょうか。

渡邊委員 はい。

議長 ほかにございますか。

それでは一括審議させていただきましたので、採決も一括でさせていただきます。第1号議案、3条の7、8ならびに第2号議案、5条の11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして第3号議案ですが、順番を変えさせていただき、報告第1号、

農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の10ページをご覧ください。報告1号、農地法4条の規定による届出についてです。図面は31ページをご覧ください。場所は旧菅平有料道路です。〇〇の向かいの農地で、〇〇です。〇〇平方メートルの農地に、〇〇平方メートルと〇〇平方メートルの〇棟の農業用物置を建て、通路を合わせて〇〇平方メートルを使用するという届出がありましたので、報告します。

なお、こちらにつきましては先月第3条におきまして、〇〇さんから別の方に所有権移転するという事を承認されているのですが、もうすでに物置を建てていたということで追認ということになりますが、農業用物置ということで届出がありましたので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

(清水委員挙手)

清水委員、どうぞ。

清水委員

〇〇平方メートルの内〇〇平方メートルとあるのですが、地図のだいたいのこの辺にあるということを書いていただければありがたいので、よろしくをお願いします。

事務局

配置図が添付されているので、今後は配置図も添付するようにします。

清水委員

よろしくをお願いします。

議長

続きまして第3号議案、農用地利用集積計画についてですが、〇〇委員が対象となりますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

資料7～9ページの第3号議案、農用地利用集積計画の4月分について説明をさせていただきます。

4月分につきましては通常の利用権設定は7～8ページまでになります。合計64,659平方メートルとなります。田が29,818平方メートル、畑が34,841平方メートルとなります。件数は25件、39筆となります。こちらにつきましては、以上です。

続いて中間管理事業を活用したものが9ページになりますが、4件、18筆、合計25,334平方メートルとなります。こちらは〇〇さん、〇

○さんに貸付予定で、期間は○○、○○となっています。
4月分については以上になります。

議長

ありがとうございました。第3号議案、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。第3号議案、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

○○委員、お入りください。

(○○委員入室)

続きまして第1回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画の意見聴取について別冊の資料になりますが、説明させていただきます。2件ありますが、1点訂正させていただきます。

番号1、○○となっているのですが、○○ですので、訂正をお願いします。

番号1、2ともに大きくやられている農家さんで、更新ということになります。

番号1の○○ですが、目標とする営農類型が基本的に野菜を中心に規模拡大と経営管理体制の確立をしていきたいということで計画を立てていただいています。規模で作付面積、レタス○○(○○)となっているのですが、○○でもやられているということでカッコの方が東御市分の数字です。2ページの規模の拡大に関する目標ですが、経営耕地に○○、○○の現状、目標が書かれています。こちらの現状、目標面積と1ページの現状、目標面積に差があるように思われるのですが、2ページの耕地を2回転させているので、このような数字になっています。3ページは所有機械等書いていただいています。最後に4ページですが、経営規模拡大と一緒に目標とされているのが、経営管理をもう少し確立していくということで、後継者の育成や育苗栽培マニュアルの明確化していくことにより、法人の経営拡大を強化していくということになります。1件目は、以上となります。

議長

ありがとうございました。それでは担当の小林勝元委員より補足説明をお願いします。

小林委員

はい。○○の○○部門になりますが、○○というところで主なものを作っているということです。○○の18号線と○○の間はかなり広い畑があるのですが、ハクサイ、キャベツ等作っています。○○の方も高齢化にな

りまして、〇〇さんに作ってもらってたいへん助かっていると聞いています。家族以外にも〇〇出身の方が何人もアパートに住んで働いているようです。〇〇で大々的にやっていて、こちらの方は高地のため早く作れるので回すことができるということで、地元としては畑を借りて耕作してもらえるとたいへん助かるという現状です。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。

後継者の育成をよろしくお願ひしたいと思ひます。

特にないようですので、続きまして番号2の〇〇につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして〇〇について説明をさせていただきます。申請書が5～9ページになります。平成〇〇年に法人設立されて会社となっておりますが、〇〇を中心に目標とする営農類型は、水田、大豆、露地野菜となっております。現状では、水稲、大豆、小麦で経営をやられているのですが、5年後までにはソバや野菜にも規模を拡大していきたいということです。経営改善の方向の概要ですが、規模拡大にともないコスト削減も考えていきたいということです。目標を達成するためにとるべき措置として、東御市以外に〇〇でもやられているのですが、I T Cの活用で経営発展方法に取り組んでいる会社となっております。また、地域でも〇〇で若手の皆さんと研究してそのチームで作った会社でも輸出をしているということで、引き続き営農業者として活動をしていきたいということの申請となっております。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の渡邊幹夫委員より補足説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。〇〇さんは〇〇に法人化したのが平成〇〇年ということです。〇〇地区をはじめとして〇〇地区までやられていて将来的には〇〇ヘクタールまで規模拡大していきたいということです。機械・施設も将来的に規模拡大して勢力的に取り組んでくようです。特に〇〇地区では高齢化になっていくなか、職員を〇名にし取り組んでいるということで期待を持っているところです。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。

健全経営されて先進的にやられているということで、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

特にないようですので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議

へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)